

薬生審査発 1211 第 4 号

平成 27 年 12 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長

（公 印 省 略）

リゾチーム塩酸塩を含有する一般用医薬品の取扱い等について

リゾチーム塩酸塩を含有する医療用医薬品（軟膏剤、貼付剤及び点眼剤を除く。）について、「リゾチーム塩酸塩製剤の使用にあたっての留意事項について」（平成 27 年 12 月 11 日付け薬生審査発 1211 第 1 号・薬生監麻発 1211 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長通知）により、その効能又は効果の一部を変更することに伴う留意点が示されたところであり、これを踏まえ、一般用医薬品の鼻炎用内服薬のうちリゾチーム塩酸塩を含有するもの（以下「リゾチーム含有医薬品」という。）については、今後新たに承認は行わないこととしたところである。

今般、既承認のリゾチーム含有医薬品について、その代替となる処方の医薬品への製造販売の切り替えを促すため、承認申請等の取扱いについて、下記によることとしたので、御了知の上、貴管下関係業者に対して周知方御配慮願いたい。

記

1 現在承認申請中のリゾチーム含有医薬品の取扱い

リゾチーム含有医薬品については、すみやかに、承認申請内容の変更等を行う必要があることから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の一般薬等審査部の審査担当又は都道府県の審査担当に連絡すること。

2 既承認のリゾチーム含有医薬品の取扱い

現に承認を受けているリゾチーム含有医薬品については、可能な限りすみやかに、リゾチーム塩酸塩の削除のみを行う代替新規申請又は承認整理を行うとともに、新規の製





*[Faint, illegible handwritten text or markings in the bottom left corner.]*

造を自粛すること。

なお、その申請にあたっては、以下の手続きによること。

(1) 既承認のリゾチーム含有医薬品からリゾチーム塩酸塩を含有しない医薬品への切替えのため、平成 28 年 6 月 30 日までに厚生労働大臣又は都道府県知事宛に承認申請されたものについては、迅速に審査(以下「迅速審査」という。)を行うものであること。

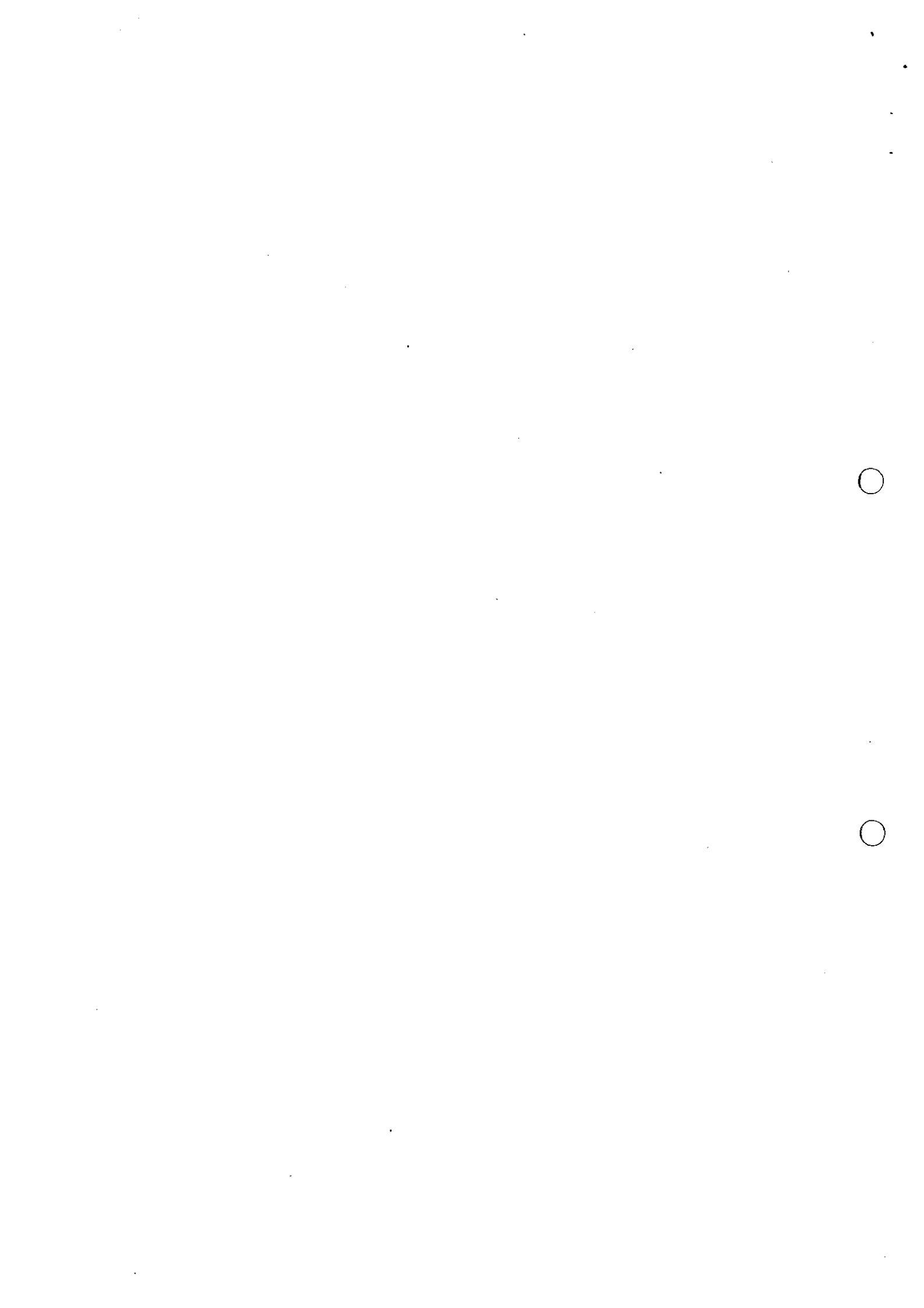
なお、当該切替えに関連する事項以外の変更は認められない。

(2) 迅速審査の手続きについて

① 申請書の右肩に「リゾチ」と朱書きするとともに、平成 26 年 10 月 27 日付け薬食審査発 1027 第 3 号「フレキシブルディスク申請等の取扱い等について」別添のフレキシブルディスク等記録要領 63 の(13)備考 2 の b に規定する優先審査欄に優先審査コード「19102」を記載すること。また、同通知の i に規定されるその他備考欄に「平成 27 年 12 月 11 日付け薬生審査発 1211 第 4 号通知に基づく申請である」旨記載すること。

② 承認申請に際しては、既承認の承認書の写し(一部変更承認、記載整備届、軽微変更届を含む)及び承認整理届の案を添付すること。なお、規格及び試験方法の実測値及び安定性に関する資料の提出は必要としないが、これらの試験成績について、製造販売業者自身の責任で担保すること。ただし、安定性に問題があった場合には、すみやかに当職に連絡し、必要な措置を講ずること。

③ 厚生労働大臣宛の申請の手数料は医薬品医療機器法関係手数料令(平成 17 年政令第 91 号)第 7 条第 1 項 1 号イ(9)及び第 32 条第 1 項 1 号イ(11)に基づく手数料とすること。



(参考)

薬生審査発1211第1号  
薬生監麻発1211第1号  
平成27年12月11日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長  
（公印省略）

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
（公印省略）

リゾチーム塩酸塩製剤の使用にあたっての留意事項について

リゾチーム塩酸塩製剤（軟膏剤、貼付剤及び点眼剤を除く。以下「本剤」という。）については、本日、効能又は効果の一部を変更する承認事項一部変更承認を行ったところですが、その使用にあたっては、下記の点について留意されるよう、貴管下の医療機関、薬局等に対して周知をお願いします。

記

1. 今回の承認事項一部変更承認において、本剤の効能又は効果「慢性副鼻腔炎」を削除したこと（別紙の新旧対照表参照）。
2. 今回の承認事項一部変更承認に伴う本剤の添付文書の改訂及び表示の訂正については、各製造販売業者に対し、本日から遅くとも1月以内に医療機関、薬局等に対する訂正文書の送付及び周知を徹底するよう指示したこと。

<錠剤・カプセル剤・顆粒剤・細粒剤・シロップ剤>

改訂前	改訂後
<p>【効能又は効果】</p> <p><u>次の疾患の腫脹の緩解</u></p> <p><u>慢性副鼻腔炎</u></p> <p>痰の切れが悪く、喀出回数の多い下記疾患の喀痰喀出困難</p> <p>気管支炎、気管支喘息、気管支拡張症</p>	<p>【効能又は効果】</p> <p>(削除)</p> <p>痰の切れが悪く、喀出回数の多い下記疾患の喀痰喀出困難</p> <p>気管支炎、気管支喘息、気管支拡張症</p>

(下線部削除。用法及び用量の変更なし。)

※【効能又は効果】及び【用法及び用量】は、各品目の添付文書を確認すること。